

盛岡市立見前南中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 8 月 30 日策定
平成 30 年 4 月 1 日改定
令和 4 年 4 月 1 日改訂

I いじめに関する基本的な考え方

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた生徒の心情に共感し、その立場に立って行う。

2 いじめ問題に対する考え方

いじめは、いじめを受けた生徒だけではなく、安心して学校生活を送っている生徒全員の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命及び心身に重大な危険を及ぼす恐れがある。

従って、本校ではすべての生徒・教職員がいじめに対しての認識をしっかりと持ち、いじめに対して素早く気づき、対処、対応できるような対策を行い、いじめを許さず、また、いじめについて情報収集や共通理解をしながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他の問題に関する生徒理解を深めることを旨として、いじめの防止対策を行う。

3 いじめ防止の基本姿勢

いじめは人権の侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。いじめがなく、すべての生徒が安心して学習やその他の教育活動に取り組むことができるように、保護者や地域の方々・関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。

また、いじめが疑われる状況が発生した場合は、全職員体制で適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

II いじめ問題に係る学校組織と教職員研修

1 いじめ問題に係る学校組織

- (1) いじめ防止を効率的・効果的に行うため、「いじめなど南中対策委員会」を設置する。
- (2) <構成員> 校長 副校長 主幹 教務主任 生徒指導主事 教育相談担当
養護教諭 学年主任 SC 学校適応相談員
その他必要なメンバー（教育委員会、学校医、SSW 等）
- (3) 「いじめなど南中対策委員会」（以下、「いじめ対策委員会」）は、いじめ事案発生時には必要に応じて緊急開催とする。また「教育相談委員会」を毎週開催して生徒の情報交換を行い、いじめの兆候を発見する機会とし、この会は状況に応じていじめ対策委員会の機能を兼ねる。

2 いじめ防止のための教職員研修等

- (1) いじめ防止対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、職員の資質の向上に努める。
- (2) いじめに関わる校内研修会 年 2 回（5 月・11 月）
- (3) ハイパー Q U による学級・自己診断 年 2 回（6 月・10 月）

Ⅲ いじめの未然防止のための取組

1 いじめ防止の日常的な取組

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) 保護者や地域住民、関係機関との連携を図り、いじめ防止について生徒が自主的・主体的に行う活動に対して支援を行う。
- (3) 生活記録ノート・学級日誌などを活用し、学級担任が生徒一人ひとりの訴えを汲み取れるよう毎日の観察を行う。
- (4) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、生徒会活動の充実を図り、校内外問わず教育活動の時間を利用し「生活向上月間」を年に数回展開する。
- (5) 学級学年懇談会、学校関係者評価委員会、民生委員連絡会議等で生徒指導の実態に係る情報提供と情報収集を年に2回以上行い、隠蔽等の誤解を受けない透明性のある体制を維持する。
- (6) 各教科等の学習の場においては、生徒同士のグループの観察指導や躁鬱状態の傾向を有する生徒の個別観察相談を行う。
- (7) インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、外部講師を招き携帯電話やインターネット等の情報モラル教育について生徒や保護者とともに学習する場を設定したり、通信等を利用して保護者に情報を提供したりしながらネットによるいじめ防止のための啓発を図る。

2 いじめの早期発見の取組

- (1) いじめを早期に発見するために、在籍する生徒・保護者を対象にして定期的ないじめ実態調査(アンケート)を実施するとともに結果を通信等で情報提供する。(生徒は毎月、保護者は年2回)
- (2) いじめ実態調査実施後は学級担任との面談を速やかに実施するとともに、情報を全職員で共有し、全職員体制で継続的に指導を行う。(生活記録ノート・生活アンケート)
- (3) いじめなどを早期発見するため教育相談期間を設け、学級担任と生徒が個人面談を行う。そこから得た情報で事案が発見された場合は、情報を共有するとともに、全職員体制で継続的に指導を行う。
- (4) 生徒及び保護者がいつでも気軽にいじめに係る相談を行うことができるように、窓口教員の設置やスクールカウンセラーの活用など相談体制を整備する。

Ⅳ いじめ問題発生時の取組と措置

- (1) いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「いじめ対策委員会」に対し、いじめに係る情報を報告し、組織的に対応する。情報共有を行った後は事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を守り通す。
- (2) 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (3) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2点の要件が満たされている場合である。しかし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。(被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。)

いじめは、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員は被害生徒、加害生徒については、日常的に注意深く観察していく。

V いじめによる重大事態への対処

生命や心身、財産に重大な被害が生じる疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 被害生徒及び保護者等に対して調査方針等の説明を行う。
- (4) 「いじめ対策委員会」の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (5) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

VI 学校評価

いじめを隠蔽せず、実態把握及び措置を適切に行うため、次の4点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの未然防止に関する取組を行ったか。
- (2) いじめの早期発見に関する取組を行ったか。
- (3) いじめに関して早期対応を組織的に行ったか。
- (4) いじめに関して全職員で情報を共有し、共通理解して取組むことができたか。

VII その他（校内体制）

